

に強調した。ここでも、若干の効果はあった。

「違和感」を生んだかと思われる第3の点は日本の「7原則」の直訳紹介であるが、これについてのべるにはもはや紙幅が残されていない。

日本とロシアで歩き始められた二つの道が、将来どこでどう重なり合うことになるのか、いまはまだ、まるで定かでない。しかし、情報の交流と

エールの交換がお互いにとって必要・有益であることだけは確かだと思った。

【注1】このセミナーにかんしては、〈経済と生活紙〉の1994年 No. 25がその概要を報じている。

【注2】これについては、岡田進氏による「ロシアにおける民営化と労働者所有企業」(東京外大海外事情研究所1994. 3.)を参照されたい。

<協同のひろば>

共同作業所全国連絡会国際シンポジウムに参加して

前川 禮太郎 (東京都/協同総合研究所・福祉担当研究員)

5月14・15日埼玉県浦和市文化センターで実施された第17回全国集会での特別企画として15日に「精神障害者の地域リハビリテーションに関する国際シンポジウム」が開催された。高齢者福祉を労働者協同組合の立場で発展させたいと願う者としてその内容の一部に触れ感想を述べてみたい。

シンポジウムは秋元波留夫きょうされん理事長の基調講演の後、野中猛(県立総合精神保健センター課長)東海林寛子(きりしき共同作業所職員)の両氏を座長としてアメリカ、イタリア、カナダ、日本からの報告により行われた。基調講演は、わが国精神障害者の地域リハビリが先進諸外国に比し大変遅れている現状と、発展を支えて来たわが国独自の共同作業所運動について述べられた。精神障害者の治療は1950年後半の抗精神病剤の開発により著しく発展し、従来入院隔離中心から外来を主とした医療となり、地域でのリハビリから通常の社会生活への復帰を促した。

アメリカでは63年ケネディー大統領の特別教書を受け地域精神保健センター設立法が施行され脱施設化が勧められた結果50年55万人いた入院患者が現在15万人に減少した。但し地域リハビリの体制が間に合わずホームレスのうち30%は精神障害者というリスクが発生した。イタリアでは北部の人口27万人の小都市トリエステの公立病院長バッサリアが「自由こそ治療」であるとして病院の解体宣言を行った、その後精神病院の患者処遇を問

題とした国民運動などにより78年法108が実現し精神病院は廃止された。トリエステでは71年1150人の入院患者がいたが、現在では保護付住宅に110名居住しているという状況になっている。このような世界的傾向の中でわが国では現在も入院者は35万人、人口比率で世界トップの高率を示している。60年の調査でも10万人は直ちに退院可能といわれている。このようにわが国で入院者数が減少しないのは、基本的には精神障害者の人間尊重、ノーマライゼーション理念が普及していないことの反映であるといえる。わが国の法制度は50年に精神衛生法が制定されたが、その主眼は措置入院の推進にあった。88年・93年の改訂で、社会復帰と称する地域リハビリを不十分なながら法制化させることができ、精神障害者を福祉の対象にすることが出来た。この成果は草の根運動から小規模共同作業所を建設した全国的な運動がもたらしたものである。25年前名古屋の「ゆたか作業所」が発足してから現在では3500ヶ所を越える作業所が設置された。精神障害者だけのものも小平市に「朝やけ作業所」が第1号として発足してから現在700を超えている。障害者自身、家族、関係者、市民の権利運動として共同作業所は出発し、発展して来た。この運動は、法の不備、結果に対するプロテストを意味する実践運動であったし、今後も社会保障・社会福祉発展の牽引車の役割りを果たすものである。その基調講演の後、アメリカの

リチャード・ヴァン・ホーン氏（ロスアンジェルス精神保健協会会長）は昔の村社会の相互援助に規範を置くVISA計画と称する地域リハビリの実施状況を報告した。メンバー（患者・利用者）は職員と協力して運営に携わり社会参加のための能力を取得している。そこではサービスを選択し管理し、目標も自分で決定するという自己決定が重要視されるとのことである。アメリカではこのような事業を多くの非営利団体が参加し実施している。活動資金は法律にもとずき行政から出されるものと、より多くは寄付によっている。個人からの寄付は手紙、新聞、雑誌による呼び掛けに応じたものだが成果を得るには活動の実際が地域に知られており評価されていなくてはならない、とのことであった。また豊かな人に寄付を要請する場合は、その人に慈善行為をする良い機会を提供してあげているというつもりで実施しているとのこと、日本では金持ちは個人より企業なのだろうとのことであった。

イタリアの報告はトリエステのアジェンツィアソシアーレ協同組合副会長カルメン・ロール氏と精神保健調査訓練センターのジェルソミーナ・チアレリ氏によるもので公共と協同の連携により地域リハビリが行われている状況が報告された。イタリアでは人口4万に緊急対応のベットを備える1つのセンターがおかれ25名の職員が配置され保護住宅、グループホーム等に居住する精神障害者のケアを行っている。就労協同組合の形成は法整備のもと進展しているが、この協同組合は従業員の30%が障害者である必要がありその条件を満たして設立されると国から補助金がでる。トリエステでは現在就業協同組合が30の業種にわたり事業を行っており、約100名の障害をもつ人がそこで働いている。アジェンツィア・ソシアーレ協同組合には70名の専門家が勤務し、多数の保護住宅、グループホームも管轄している。ここでは障害者の能力を重視し、その開発に力を入れ生活の指導と職業訓練を行っている。能力重視は、入院が患者の仕事を奪ったことにより残存能力が低下し、障害がひどくなっていった過去の実態から学んで

のことである。センターとのネットワーク、小さなグループでの共同生活と職業訓練は、病院治療を超える成果を上げてきたし財政的にも病院のものが地域に振り替わりコストも増加していない、とのことであった。

カナダのバンクーバー精神保健サービス機構ライフ・バックレイ氏は、同市入院者は、60年に現在日本の入院率とほぼ同じ30人（対1万人人口）であったものが今は2人まで低下している。それは精神保健チームGVMHSの活動に負うところが大きいとして、内容を紹介している。州の保健システムの93年予算配分は地域49%病院51%になっている。市には9つの保健チームがありそれぞれ25人のスタッフがいる。

活動は住宅サービス、授産施設、救急避難センター等で夜間・週末も対応している。現在直面している問題は援助を拒否する障害者への対応、病院との連携、合併症をもつ障害者対策、地域の偏見を解消し住居を確保する問題、資金の調達である。これら問題の解決のため、いくつかの相互協力プログラムが実施されているとのことである。

日本の報告は、和歌山県障害総合リハビリテーション施設「麦の郷援護寮、伊藤静美寮長により行われた。発足から自立工場を市民の理解・協力を得て建設し、精神障害者を中心に他の障害者が共同し運営するに至る経過、地域住民の理解をえながら障害者の生活を確保していく実態、行政の理解と援助について報告が行われた。

以上の概要でのシンポジウムに参加しての若干の感想を述べてみたい。

・精神障害者への事件無視は色々ある。特に83年の関東民間大病院で職員がリンチにより患者を死亡させた事件は国連人権小委員会へ告発されている。「精神障害者の犯罪は一般で考えられている程多くない。早期受診で未然に防げる、（東雄司和歌山大名誉教授）にも拘わらず入院措置が一般的には支持されている。これは高齢者を疎外しがちな風潮同様人権軽視に根差すものと思う。今回の17回全国集会参加者一同のアピールに「障害者や高齢者にとって、住みやすくやさしい社会は、

誰にとっても住みよい社会になります。、という
文言を改めて確認したい。

・大会は全国の共同作業所を支えて来た、また生協と提携しリサイクルに洗びんセンター建設などを成功させた地域に漲るエネルギーを結集して3200名参加の集会であった。このエネルギーを高めながら高齢者福祉運動も併せ発展させる時であると思った。

・現在わが国では、痴呆性老人をグループホームでケアすることの評価が高まり、各地でその建設に取り組む動きがある。各国での精神障害者グル

ープホームの取り組みは色々の教訓を与えることになるものと思う。シンポジウムのまとめの一つに「地域で支える単位は小さい程よい」と述べられたことはそれを語っているものと思う。

・最後にイタリアの報告でも確認できたように、今後の地域福祉の創設は「公共」と「協同」の連携ではじめて成立するものと思う。その協同は、労働を核としたものであることは各国の経験が示している。高齢者協同組合を追求する中で、公共コンプレックスを理論的にも深めていきたいと思う。

<協同のひろば>

家事事件にみる雇用不安

横山 勝 (福岡県/法政大学)

私は現在家事事件に関連のある職場におります。家事事件とは、家庭裁判所が扱う夫婦や親子に関する様々なことを法の世界からアプローチし、結論づけるものと解してよいでしょう。

例えば、夫婦の仲がうまくいかない場合、当分別居を続けるなら、収入のある方(多くは夫)はない方(同じく妻)に対し、生活費を支払うことになります。これを家事事件としては、婚姻費用分担と呼んでいます。

また、離婚という形になった場合、離婚にともなって財産分与、慰謝料、解決金といった給付も行われますし、さらに子がおれば、子を育てていない親は子を育てる親に対し養育料等の分担をすることとなります。これらも、双方合意のうちに特に明文化せず決める場合を除き、家庭裁判所の調停等で決めるなら家事事件の中に含まれます。

ひと昔前のバブル全盛の時代ならば、わずらわしいことでゴタゴタするよりも、一刀両断、金で解決といったことがあたり前に行われていました。

今から考えると、よくそんな大きな約束がかわされたとびっくりするほどに、収入に比して大きな金額での取り決めが行われていました。

ところが、それが今日のバブル崩壊とその後の厳しい雇用不安の中で、全く意味をなさなくなってしまう。

予期せぬ解雇、倒産などで一度は取り決めた婚姻費用や養育料が支払えなくなってきています。

これは、怠業や約束を顧みないといった理由で起こる以上に、かつての生活設計が大きく変更せざるを得なくなり、支払いたいのになら支払えないという状況になっているのです。

もともと、長期的に見れば、私の住む北九州は、潜在的に雇用不安を抱えてきた地域でした。

かつての鉄の栄光もどこへやら、新日鉄をはじめ、北九州工業地帯を形成していた基幹産業が次々と北九州の地を離れ、またそれに代わる産業も十分にその任を果してはいないのが現状です。そして、いまだ旧炭鉱労働の問題や旧国鉄の分割民営化によって生じた問題なども解決できないのです。

それでも、バブルの頃までは、それなりに雇用の場もあり、何とかやることはできました。しかし、今日、それが根本から崩れつつあるのです。

愛するわが子には、たとえその姓が変わっても、親として何らかの援助をしてやりたいと考えるの